

## ごみ収集体制の見直し（案）について

### 1. 制度改正の趣旨

平成25年4月から「小型家電リサイクル法」が施行されたことと、平成13年度から有料個別収集が開始された粗大ごみ収集制度が10年以上を経過したことに伴い、市民の利便性等を考慮した収集体制の一部見直しを行います。

### 2. 制度の概要

#### (1) 金属類・小型家電の収集について

##### ① 金属類・小型家電の集積所収集について

粗大ごみに該当しない小型の金属類及び小型家電は集積所で収集します。金属類・小型家電の集積所収集の排出方法は次のとおりとします。

大きさ	幅、高さ及び奥行き長さのいずれもが、30cm以下であること。 ※傘・フライパン等一般的に粗大ごみとして扱われていないものは集積所収集とする。 ※30ℓの指定袋に入れることができるものは集積所収集とする。
重量	1個あたりの重量が5kg未満のもの。
収集日	毎月第2・4木曜日
ゴミ袋	概ね30ℓ以内の透明のビニール袋を使用すること。指定袋は設けない。1袋あたりの重量は、概ね10kg程度に抑えること。

※大きさ及び重量の制限により、粗大ごみに該当するものは「小型家電リサイクル法」の対象品目となり、一般に小型家電と呼ばれているものでも、粗大ごみ扱いとして、有料戸別収集とします。

##### ② 資源物の収集又は運搬の禁止

金属類・小型家電は資源物に該当することから、いわゆる「持ち去り」が発生する可能性があるため、市長又は市長が指定した者以外の者は、資源物を収集・運搬できないこととします。違反者には20万円以下の罰金を科すこととします。なお、「持ち去り」禁止の対象とする資源物は、ビン、カン、ペットボトル及び金属類・小型家電の4品目とします。

## (2) 粗大ごみ収集方法について

### ①粗大ごみ品目表の見直し

#### (ア) 粗大ごみ雑芥類の廃止について

粗大ごみとして扱う品目を定めている粗大ごみ品目表から「粗大ごみ雑芥類」を削り、「粗大ごみ雑芥類」を廃止します。

粗大ごみ雑芥類として収集していた金属類・小型家電について、小型のもの（粗大ごみに該当しないもの）は集積所収集とします。

#### (イ) その他

- ・現在排出されているごみの状況に合わせて粗大ごみ品目表を整理します。品目によっては、他の品目と合わせて排出できることとします。
- ・布団・毛布・座布団等の類似品目について、同一品目として扱えるような弾力的運用を行えることとします。
- ・粗大ごみ雑芥類に分類されてきたテープ類は、もやせるごみとします。
- ・粗大ごみの規格を明確にします。具体的には、下のいずれかに該当するものを粗大ごみとし、有料戸別収集の対象とします。

大きさ	30ℓの指定袋に入れることができないもの。 ※金属類・小型家電は、幅、高さ及び奥行きの高さのいずれかが30cmを超えるもの。(但し、傘・フライパンなど一般的に粗大ごみとして扱われていないもの及び30ℓの指定袋に入れることができるものは除く。)
重量	1個あたりの重量が5kg以上のもの。

※粗大ごみの規格は、佐倉市のごみ収集車両(パッカー車)による集積所での収集作業における安全性・効率性・周辺環境等を考慮して検討しています。

### ②粗大ごみ処理手数料の見直し

#### (ア) 手数料の根拠及び金額の見直し

手数料の根拠を「1kg当たり32円」から「組合処理手数料及び収集運搬費の一部とし、市民負担ベース(粗大ごみ処理券の小売りベース)で15kg当たり500円」とします。

金額は、15kgごとの従量制で、500円、1000円、1500円とし、粗大ごみ1個あたりの処理手数料の上限は、1500円とします。

#### (イ) 処理券の種類について

500円券1種類とし、処理手数料に合わせて複数枚貼付することとします。